

議員提案第41号

尖閣諸島海域への領海侵犯及び魚釣島への
不法上陸に関する意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成24年10月2日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

渡辺有子

五十嵐完二

小山哲夫

明戸和枝

風間ルミ子

飯塚孝子

野本孝子

尖閣諸島海域への領海侵犯及び魚釣島への不法上陸に関する意見書

香港の民間団体メンバーなどが乗った船が去る8月15日に、日本の領海内に侵入し、乗組員の一部が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸しました。沖縄県警及び海上保安庁は、上陸した7人を含む計14人を出入国管理及び難民認定法違反の容疑で現行犯逮捕し、政府は8月17日には、14人全員を強制送還しています。

日本政府は1895年1月の閣議決定で尖閣諸島を日本領に編入しました。歴史的には、この措置が尖閣諸島に対する最初の領有行為であり、これは無主の地を領有の意思をもって占有する先占に当たり、国際法で認められている領土取得のルールです。以来、中国は1970年までの75年間、一度も日本の領有に対して異議も抗議も行っておりません。実際、1953年1月8日付の人民日報は尖閣諸島という日本の呼称を使って同諸島を日本領土として紹介しています。このように、歴史的にも国際法的にも尖閣諸島が日本の領土であることは明白です。

尖閣諸島をめぐる紛争問題の解決で何よりも重要なことは、日本政府が、尖閣諸島の領有の歴史上、国際法上の正当性について、国際社会と中国政府に対して理を尽くして主張することです。この点で、歴代の日本政府の態度は、1972年の日中国交正常化以来、本腰を入れて日本の領土の正当性を中国側に対して主張してこなかった弱点があります。

両国間の緊張を激化させるような行動は問題の解決をより困難にするものであり、双方が慎むべきです。領土問題の解決は、あくまでも歴史的事実と国際法上の道理にのっとり、冷静な外交交渉によって解決を図ることが大事です。

よって、本市議会は、国民の生命、安全及び領土、領海を守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請します。

記

- 1 尖閣諸島及び周辺海域は歴史上、国際法上も我が国の領土及び領海であることを、中国政府を初め、諸外国に明確に示すこと。
- 1 日中両国の感情的な対立、緊張をエスカレートさせるようなことを自制し、歴史的事実と国際法上の道理にのっとり、冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年10月2日

新潟市議会議長
藤田 隆

内閣総理大臣
外務大臣
国土交通大臣

} あて